

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第4号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1の3（第13条の2関係）		別表第1の3（第13条の2関係）	
路線名	区 間	路線名	区 間
略		略	
主要地方道（10号） 高松長尾大内線	略 高松市木太町1130番3地先から 高松市木太町1557番地先まで <u>高松市東山崎町字西原22番2地先から</u> <u>東かがわ市町田696番2地先まで</u>	主要地方道（10号） 高松長尾大内線	略 高松市木太町1130番3地先から 高松市木太町1557番地先まで
略		略	
一般県道（179号） 端岡停車場線	略	一般県道（179号） 端岡停車場線	略
一般県道（183号） 綾川国分寺線	<u>綾歌郡綾川町陶字丸山1095番1地先から</u> <u>高松市国分寺町国分字野間177番5地先まで</u>	一般県道（186号） 大屋富築港宇多津線	略
略		略	
高松市道朝日町16号線	略	高松市道朝日町16号線	略
高松市道春日川東堤防線	<u>高松市春日町1572番1地先から</u> <u>高松市春日町1540番地先まで</u>	高松市道春日片田4号線	略
高松市道春日片田4号線	略	略	
略		高松市道屋島東山	略
高松市道屋島東山	略		

崎線	
高松市道香西5号線	高松市香西南町347番2地先から 高松市香西南町586番1地先まで
高松市道香西東臨港線	略 高松市香西本町309番地先から 高松市香西南町515番地先まで 高松市鬼無町藤井608番3地先から 高松市香西南町471番地先まで
高松市道香西西臨港線	略
高松市道木太鬼無線	高松市鶴市町563番地先から 高松市鬼無町藤井620番1地先まで
高松市道上福岡東山崎線	略
略	

崎線	
高松市道香西東臨港線	略 高松市香西本町309番地先から 高松市香西南町515番地先まで
高松市道香西西臨港線	略
高松市道上福岡東山崎線	略
略	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。